

# 岐阜県公報

第二千七百六十号  
平成二十八年七月一日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県厚生環境手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

(高齢福祉課) 四二二<sup>ハ</sup>

### 告示

岐阜県保健医療計画(第6期)の変更

(健康福祉政策課) 四二二

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課) 四二二

道路の区域変更

(道路維持課) 四二二

廃川敷地等の発生

(河川課) 四二三

### 教育委員会告示

博物館の登録事項の変更

(社会教育文化課) 四二四

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 四二四

政治団体の異動事項等の公表

(同) 四二五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四二六

### 公示

落札者等に関する公示

(税務課) 四二七

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四二七

平成二十八年岐阜県保育士試験(後期実施分)の実施

(子育て支援課) 四二七

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 四二八

公共測量の実施

(用地課) 四二九

公共測量の終了

岐阜県都市計画公聴会の開催

土地改良区役員の内退

(同) 四二九  
(都市政策課) 四二〇  
(西濃農林事務所) 四二二

### 雑報

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(平成二十七年年度)の公告

(環境管理課) 四二二

規則

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成二十八年岐阜県条例第十七号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年十一月二十二日とする。

告示

岐阜県告示第三百九十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第一項の規定により岐阜県保健医療計画（第六期）を変更したので、同法第三十条の四第十五項の規定により告示する。

なお、変更後の計画書は、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課及び各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第三百九十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 一 (三・四 ジメトキシフェニル) ニ (メチルアミノ) プロパン 一 オ

ン及びその塩類 (通称三・四 Dimethoxymethcathinone)

2 一 ベンチル N (キノリン ハイル) 一 H インダゾール 三 カルボキ

サミド及びその塩類 (通称THJ)

3 エチルニ (二 (五 フルオロペンチル) 一 H インダゾール 三 カル

ボキサミド) 三 メチルブタノアイト及びその塩類 (通称五F AEB、五F

EMB PINACA)

4 メチルニ (二 (四 フルオロペンシル) 一 H インドール 三 カルボ

キサミド) 三・三 ジメチルブタノアイト及びその塩類 (通称MDMB FUB

ICA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日

平成二十八年七月二日

岐阜県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

県道										道の種類		
瑞大 浪西線										路線名		
同市同町字		同市同町字		同市同町字		同市同町字		同市同町字		区間		
瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	瑞浪市日吉町字鳥屋ヶ谷 一九四九番一地从先から	別前後	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	別前後	変更	区域
二・五〇 三・〇〇	六・〇〇 三・〇〇	三・〇〇 四・〇〇	七・〇〇 三・〇〇	一・八〇 四・〇〇	七・〇〇 一・四〇	二・六〇 三・〇〇	七・〇〇 一・〇〇	七・〇〇 一・〇〇	三・〇〇 三・〇〇	八・〇〇 三・〇〇	員敷地	幅
六・四〇	六・四〇	三・〇〇	七・五〇	九・六〇	九・六〇	二・六〇	九・二〇	九・二〇	八・七〇	八・七〇	員敷地	延長
		C D		C		A B		A				備考
		この図に示す敷地の面積を分る。		この図に示す敷地の面積を分る。		この図に示す敷地の面積を分る。		この図に示す敷地の面積を分る。				

岐阜県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	員敷地 幅	延長	備考
県道	高谷山線	飛騨市古川町上野字竹原 七六七番一地从先から 同市同町字二階 六九二番一地从先まで	前 九・四〇 二・六八	後 二・五〇 三・六八	六・四〇	

岐阜県告示第三百九十七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 河川の名称

木曾川水系久々利川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十八年七月一日

三 廃川敷地等の位置  
 可児市久々利字八反田一三六〇番地先から  
 同 市同 字伊勢山一四五三番地二地先まで  
 四 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地 一、二〇五・八六平方メートル

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県教育委員会  
 教育長 松川 禮子

変更事項の種類	変更年月日	変更事項の内容		理由の変更
		変更前	変更後	
設置者の名称	平成三・四・一	財団法人三甲美術館	公益財団法人三甲美術館	名称の変更

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大松 利幸

- 1 政党の支部
- (イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	出年月日
自由民主党岐阜県理学療法士連盟支部	原 司	金森 昭尚	恵那市長島町永田579 2		平成28年5月20日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類	出年月日

自由民主党岐阜県ふるさと創生支部	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市西町2-24-1	衆議院議員	平成28年5月2日
------------------	------	------	---------------	-------	-----------

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平野恭子を育てる会	平野恭子	平野喜美子	岐阜市黒野184	平成28年5月12日
藤田利助後援会	藤田利助	藤田利助	揖斐郡揖斐川町春日川合1619	平成28年4月20日

岐阜県選挙管理委員会告示第611号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

異動事項等を次のとおり届け出た。

平成二十八年七月一日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		代表者	会計責任者			
自由民主党北方町支部	安藤 巖	代表者	安藤 巖	戸部 哲哉	平成28年3月30日	
		会計責任者	松野 由文	吉村 尚登		
		主たる事務所の所在地	本巣郡北方町柱本 1-103	本巣郡北方町平成7-53		
自由民主党中津川市支部	平岩 正光	会計責任者	島崎 保人	原 孝義	平成28年5月21日	
民進党岐阜県岐阜市支部	渡辺 嘉山	名称	民進党岐阜県岐阜市支部	民進党岐阜県岐阜市支部	平成28年5月10日	
民進党岐阜県第1行政区支部	林 幸広	名称	民進党岐阜県第1行政区支部	民進党岐阜県第1行政区支部	平成28年5月10日	
民進党岐阜県第3区総支部	小見山 幸治	名称	民進党岐阜県第3区総支部	民進党岐阜県第3区総支部	平成28年4月22日	
民進党岐阜県第2区総支部	小見山 幸治	名称	民進党岐阜県第2区総支部	民進党岐阜県第2区総支部	平成28年4月29日	

浅野ゆうじを育てる会	窪田桂三	代表者	窪田桂三	後藤喜一	平成28年 5月19日	
安藤まさ子を育てる会	安藤雅子	会計責任者	安藤雅子	羽賀恵美子	平成28年 5月15日	
道家やすなり後援会	中島久美代	会計責任者	中島誠津男	堀洋好	平成27年 12月10日	
21世紀の岐阜市を考える会	道家康生	会計責任者	中島誠津男	堀洋好	平成27年 12月10日	
野田聖子後援会連合会常磐支部	羽賀政夫	代表者	羽賀政夫	河井芳弘	平成28年 4月10日	
		会計責任者	嶋井勉	河野仁		
安田としお後援会	服部靖嗣	代表者	岐阜市城田寺2796	岐阜市城田寺2657	堀場靖隆	平成27年 10月1日

16p.10°

平成二十八年七月一日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定により、政  
治団体継続届出が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり記

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
後藤和正後援会	上 基 勇	北平秀明	飛騨市古川町栄1 2 14	平成28年 5月7日			
曾根たけみ（武巳）を育てる会	曾根義弘	曾根芳之	土岐市土岐津町土岐口1285 1	平成28年 5月20日			
友愛会	安田良邦	馬 淵 聡	安八郡神戸町大字西座倉499	平成28年 5月21日			

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務帳票印刷関連業務委託 一式（単価契約）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年3月17日
- 4 落札者を決定した日 平成28年4月27日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市田置江一丁目58番地  
株式会社電算システム  
代表取締役 田中 靖哲
- 6 落札金額 53,371,159円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県総務部税務課システム開発係  
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 A・I 協会

三代表者の氏名 岩井 武

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩一〇九四番地一七

五 定款に記載された目的 この法人は、人道支援を担う活動を目的とし、設立するものとする。

公的な手続きを円滑に行い、個人、行政の双方に不利益が起らないように支援し、在日外国人に対し言葉の壁などの弊害を減少し、就職活動が円滑に出来る様に支援を行い、社会教育を実施し、地域社会とのコミュニケーションを図り住み良い環境を構築して行く。また、途上国の生活水準の向上を目的とした、働ける場所の提供を実施する。

平成二十八年岐阜県保育士試験（後期実施分）の実施

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十八条の八の規定により、平成二十八年岐阜県保育士試験（後期実施分）を次のとおり実施しますので、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）第二十条の規定により公告します。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関に指定した一般社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

試験日程及び会場

1 筆記試験

平成二十八年十月二十二日（土）及び同日二十三日（日）

期日	時間	科目
十月二十二日（土）	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	保育の心理学
	正午から 午後一時まで	保育原理
十月二十三日（日）	午後二時から 午後三時まで	児童家庭福祉
	午後三時三十分から 午後四時三十分まで	社会福祉

十月二十三 日(日)	時間	午前10時から 午前10時三十分まで	午前11時から 午前11時三十分まで	正午から 午後一時まで	午後二時から 午後三時まで	午後三時三十分から 午後四時三十分まで
	教育原理	社会的養護	子どもの保健	子どもの食と栄養	保育実習理論	

2 実技試験（筆記試験全科目合格者のみ実施）  
平成二十八年七月十一日（日）

3 試験会場  
大垣市（予定）

二 受験申請受付期間  
平成二十八年七月一日（金）から同年七月二十七日（水）まで

三 受験申請受付場所  
受験申請書と一緒に配布する封筒により、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターまで、簡易書留で郵送してください。

なお、受験申請については、平成二十八年七月二十七日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

四 受験手数料等  
受験手数料等の納入方法は、保育士試験の手引をご覧ください。

1 受験手数料  
一、九五 円（受験料二、七〇〇円及び受験の手引郵送料二五 円）

2 試験全部免除審査手数料  
二、六五 円（審査料二、四〇〇円及び受験の手引郵送料二五 円）

五 合格発表等  
合格者の発表は、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターより受験者全員に通知書を郵送することにより行います。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験一部科目合格通知書」を送付します。

六 試験問題の公開  
平成二十三年から平成二十八年（前期実施分）までの岐阜県保育士試験問題については、情報公開総合窓口（岐阜県庁二階 電話 〇五八 二七二 一一三八）において公開しています。

七 その他

1 保育士試験の手引及び受験申請書の配布方法並びに受付・配布時期及び請求方法  
(一) 配布方法  
郵送配布

(二) 受付・配布時期及び請求方法

平成二十八年七月一日（金）から受付と配布を開始します。

インターネット又は郵送にて、ご請求ください。郵送での請求の場合は、宛先明記の角型二号返信用封筒を同封の上、封筒の表に「手引請求」と朱書きし、次の宛先まで郵送で請求してください。

なお、申請受付期間に間に合うよう、平成二十八年七月十五日（金）までに手引を請求してください。

住所 〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三 一九 一〇

名称 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

2 連絡先（問合せ先）

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇二二〇 四一九四 八二

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十八年七月一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができます。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年六月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

ドラッグコスモス真正店

本県市政田字溝口一三二九番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年二月二十二日

五 店舗面積

一、六九七平方メートル

六 駐車場の収容台数

五九台

七 荷さばき施設の面積

三二二平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により安八町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

安八町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十八年五月十四日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 作業地域

安八郡安八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大野町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十八年五月二十日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 作業地域

揖斐郡大野町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十八年四月一日から

同 年六月十日まで

四 作業地域

安八郡神戸町大字西保地内

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、多治見都市計画都市再開発の方針について岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
多治見	平成二十八年七月二十二日 (金) 午後七時から	多治見市豊岡町一丁目五五番地 ヤマカまなびパーク(まなびパークたじみ) 五階学習室五〇一	多治見市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案（素案）の概要

1 次の箇所について、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の三第二項により、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、その整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定める。

地 区 名 面 積	（ 坪 ）
多治見駅南地区	二・〇

2 計画書及び計画図は、県ホームページに掲載する。

三 都市計画の案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、多治見市都市計画部都市政策課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十八年七月一日（金）から同月十五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十八年七月十五日（金）までに千五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記一の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案（素案）の範囲とする。

4 公述人の数は、十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問合せ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五）又は多治見市都市計画部都市政策課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨及びその対応方針は、県ホームページに掲載する。

別記一

公述申出書

平成28年7月1日付けで岐阜県公報に登載された多治見都市計画都市再開発の方針の案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様  
公述申出人  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
TEL  
印

意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙は、A4判の大きさとしてください。
  - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

土地改良区役員の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中土地改良区	平成二六・五・二五	理事	永田 武秀	海津市海津町草場 二六番地

雑 報

「中央新幹線(東京都・名古屋間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(平成二十七年年度)の公告

岐阜県環境影響評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

平成二十八年七月一日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘 植 康 英

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 代表者の氏名 代表取締役社長 柘植康英

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 中央新幹線品川・名古屋間

2 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所リニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所総務部企画政策課、恵那市役所基盤整備部リニアまちづくりチーム、土岐市役所総務部総合政策課、可児市役所建設部都市計画課、御嵩町役場総務部企画課及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

2 縦覧期間 平成二十八年七月二日（土）から平成二十八年八月一日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表  
事後調査報告書は、当社ホームページ（<http://jr-central.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

五 問合せ（岐阜県関係）

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）  
中津川市太田町二丁目三番五号 青松ビル二階

TEL 〇五七三 六五 六八二〇

2 受付日時 毎日午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

平成二十八年七月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社